森林を伐採するときは事前に伐採届が必要です！

伐採届とは？

森林や樹木を伐採する際に、事前に町へ届け出が必要な制度です。
無秩序な伐採を防ぎ、たいせつな自然環境を守るため、届け出を行う必要があります。

対象、対象行為

誰が届け出をする？

土地所有者や伐採を行う事業者など、伐採を計画している方

どんな場合に必要？

県が定める地域森林計画区域内で伐採を行う場合、必要となります。

※地域森林計画区域の確認は、担当窓口へお問い合わせください。
※保安林内での伐採については、別途県へ「保安林内伐採許可申請」が必要です。

手続き方法

提出期限までに必要な書類を役場窓口へ提出してください。

提出書類

- □ 伐採及び伐採後の造林の届出書
- □ 位置図及び測量図
- □ 土地の権利関係書類
- □ 本人確認書類の写し
- □ 隣接する土地との境界確認書類

※届け出様式は、町ホームページからダウンロードできます。

提出期限

伐採を行う 30日前 までに届け出をする必要があります

⚠ 伐採後の行為に関する重要なおしらせ ⚠

伐採後に以下の行為を計画している場合、県の許可または届け出が必要です。

- 森林以外の用途に利用する 1 ha（10,000 ㎡）以上の伐採（森林法 林地開発許可）
- 太陽光発電設備設置に係る 0.5ha（5,000 ㎡）以上の伐採（森林法 林地開発許可）
- 伐採跡地で盛り土・切り土を計画している（盛土規制法の許可または届け出）

【三重県への問い合わせ】　尾鷲農林水産事務所森林保全課　℡（23）3502

問い合わせ・書類提出先

本庁農林水産課　℡（46）3116　海山総合支所産業建設室　℡（32）3903
受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分